

リース取引で活用できる優遇税制

Q

お客様からのご質問

私は資本金 2,000 万円の建設会社の経営者です。

この度、機械装置をリースにより購入しようと考えています。リースによる設備投資についても、優遇税制が活用できるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

「即時償却」が認められるリース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引だけです。所有権移転外ファイナンス・リースの場合には、「税額控除」のみが認められます。また、オペレーティング・リース（いわゆるレンタルによる取引）については、残念ながら優遇税制が適用できません。通常、お客様が行うリース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引だと思われるので、「税額控除」のみが適用できます。契約書の内容によりますので、詳しくは顧問税理士に確認していただいでください。

リース取引で注意すべき事項

リース税額控除は、お客様の資本金の金額によって、次のように取り扱われます。

●中小企業経営強化税制を適用する場合

資本金が3,000万円以下の会社は、10%の税額控除

資本金が3,000万円超1億円以下の会社は、7%の税額控除

●中小企業投資促進税制を適用する場合

資本金が3,000万円以下の会社は、7%の税額控除

資本金が3,000万円超の場合は税額控除の適用はできません。

キド先生からのコメント

リース税額控除は機械装置の場合、リース費用総額が160万円（5年リースの場合は@26,667円）以上から適用できます。必ずリース契約書を顧問税理士に見せて、ご指導を受けてください。

